

県政経営会議資料

平成22年(2010年)11月29日

教育委員会事務局教育総務課

## 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

職員給与の改定に伴い、期末手当の支給割合の改定を行うため滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 平成22年12月以降の期末手当について、12月期の支給割合を100分の150に引き下げる  
こととします。(条例第1条の規定による改正後の第4条関係)
- (2) 平成23年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に引き下げ、  
12月期の支給割合を100分の155に引き上げることとします。(条例第2条の規定による  
改正後の第4条関係)
- (3) この条例は、平成22年12月1日から施行することとします。ただし、(2)の改正は、  
平成23年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

付 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 &lt;略&gt; （給与）</p> <p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>第3条 &lt;略&gt;</p> <p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第5条以下 &lt;略&gt;</p>	<p>第1条 &lt;略&gt; （給与）</p> <p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>第3条 &lt;略&gt;</p> <p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第5条以下 &lt;略&gt;</p>

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 &lt;略&gt; （給与）</p>	<p>第1条 &lt;略&gt; （給与）</p>
<p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p>	<p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p>
<p>第3条 &lt;略&gt;</p>	<p>第3条 &lt;略&gt;</p>
<p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
<p>第5条以下 &lt;略&gt;</p>	<p>第5条以下 &lt;略&gt;</p>